

## 第2章 対象範囲と候補路線

### 2-1 『都心内路線』

都心部の中心地を北1西3・4交差点としたとき、おおむね半径1kmの範囲には、業務ビルや商業施設など、自転車利用の目的施設が面的に広がっているため、ほとんどの道路が自転車の移動経路になっています。

そこで、図2-1の赤で表示した道路(約27.4km)を『都心内路線』と名付け、整備の候補路線とします。

### 2-2 『都心アクセス路線』

都心部には多方面から多くの自転車が集まってくるため、おおむね半径1kmから2kmまでの範囲の道路は、都心部と郊外を結ぶ経路になっています。

そこで、図2-1の緑で表示した道路(約52.0km)を『都心アクセス路線』と名付け、整備の候補路線とします。

『都心内路線』と『都心アクセス路線』の合計延長：約80km

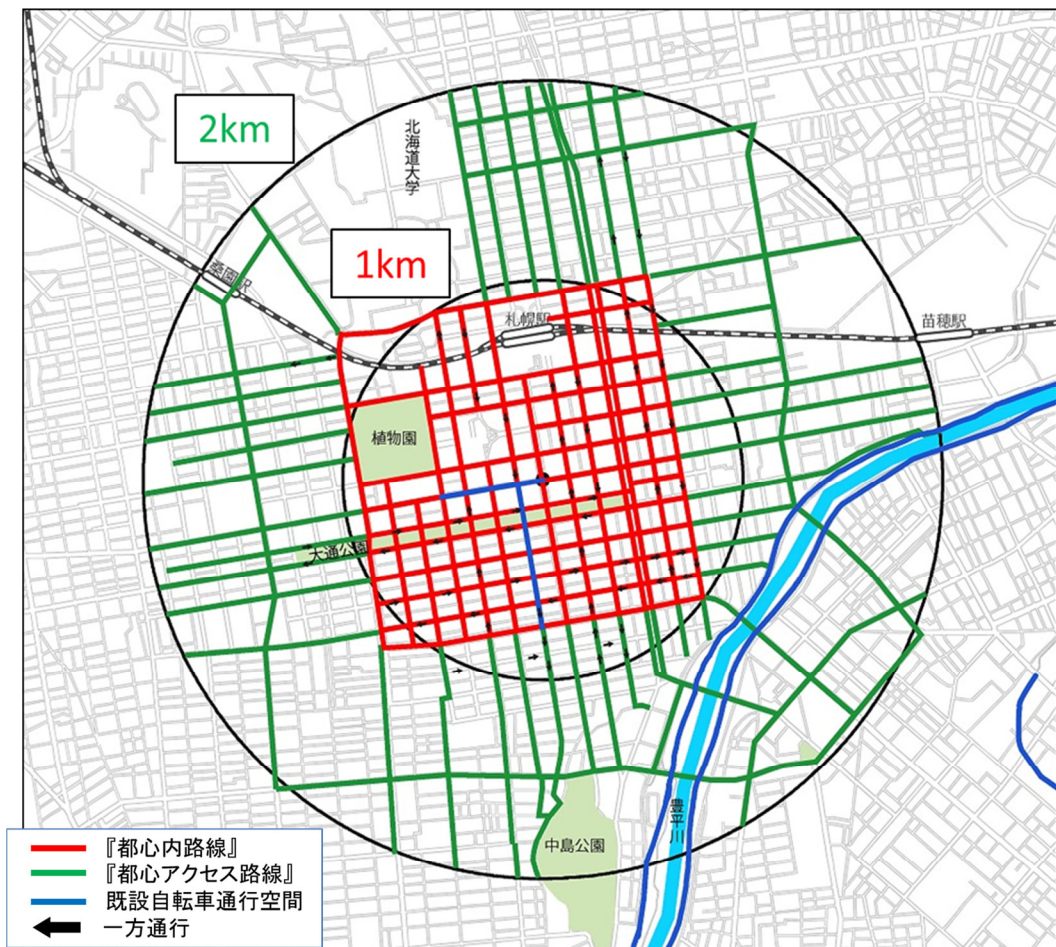


図2-1 対象範囲と候補路線